

FrontISTR Commons 細則

第一章 会費規定

(会費)

第1条 この法人の会費は、次の各号に掲げる通りとする。当年度分の会費は入会承認月の翌月末までに納めなければならない。なお、事業初年度8月末日までの入会申請については、当該年度の9月末日までに納めるものとする。

1. 正会員年額 金 5,000 円
2. 学生員年額 無料
3. 賛助会員 金 100,000 円/口

(納入)

第2条 前条に規定する会費は、この法人が指定する方法で当該年度内に1年分を一括納入するものとする。

(退会又は除名の扱い)

第3条 退会した者又は除名された者は、納付済会費の払い戻しを求めることができない。

第二章 附則

(細則の変更)

第4条 この細則の変更は、理事会で行う。

本細則は平成30年5月22日より施行する。

平成30年5月11日

東京都文京区弥生二丁目11番16号

一般社団法人 FrontISTR Commons

代表理事 奥田洋司